

〇〇市長 様

申請年月日 〇年〇月〇日

【兵庫県】移住支援金交付申請書

〇〇市▲▲交付要綱に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			西暦 年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容 (該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数 (1の申請者は含まない)	人
移住支援金の種類		就業		テレワーク		起業

3 各種確認事項 (該当する欄に○を付けてください) *

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「兵庫県移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
別紙3「兵庫県移住支援事業に係る申請要件」に記載された内容について		A. 該当する		B. 該当しない
申請日から5年以上継続して、〇〇市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
(就業・起業の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 〇〇市への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所・現住所への転入日

転出元住所	〒
転入日	

(裏面あり)

- 5 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴
 ※直近1年以上かつ通算5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

- 6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他 ()

- 7 移住支援金の振込口座

振込先金融機関名	銀行 (金庫)		支店
金融機関・支店番号	口座番号		
口座名義人	(フリガナ)		

※ 本人名義の口座に限る。

管理コード (兵庫県及び〇〇市使用欄) (求人管理番号または【起業】管理コード等)	
--	--

<添付書類>

【全ての方】

写真付き身分証明書 (提示により本人確認ができる書類)
 住民票除票又は戸籍附票の写し (移住元での在住地、在住期間を確認できる書類)
 移住支援金の振込口座の預金通帳又はキャッシュカードの写し (振込口座の情報が確認できるもの。)

【東京23区への通勤者であった方】

東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等
 (移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

【東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主であった方】

開業届出済証明書等 (移住元での在勤地を確認できる書類)
 個人事業等の納税証明書 (移住元での在勤期間を確認できる書類)

【東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者であった方】

卒業証明書等 (在学期間や卒業校を確認できる書類)
 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等 (移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

【世帯向けの金額を申請する場合】

移住元の住民票の除票の写し (申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類)

【移住支援金 (就業) の場合】

就業先企業等の就業証明書 (雇用形態、応募日等を確認できる書類)

【移住支援金 (テレワーク) の場合】

所属先企業等の就業証明書 (自己の意思等を確認できる書類)

【移住支援金 (起業) の場合】

ふるさと起業・移転促進事業 (東京23区枠) 交付決定通知書の写し

(参考様式1別紙1)

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 兵庫県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、兵庫県及び〇〇市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、〇〇市▲▲交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に〇〇市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に〇〇市以外の市区町村に転出した場合：半額

(就業の場合のみ)

- (5) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

ただし、2(2)及び(4)について、移住支援金を受給した県内市町から県内の他の事業実施市町へ転出した場合は、返還すべき額の4分の3について返還を求めないものとする。

(参考様式1別紙2)

兵庫県移住支援事業に係る個人情報の取扱い

兵庫県及び〇〇市は、兵庫県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、兵庫県及び〇〇市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、兵庫県及び〇〇市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。



(参考様式1別紙3-1)

令和2年12月21日以前に転入された方

兵庫県移住支援事業に係る申請要件の該当状況について

兵庫県移住支援事業（移住支援金）の申請に当たっては、下記（1）、（2）及び（3）の全てに該当している必要があります。

（1）次に掲げる事項の全てに該当している。

- a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内への通勤をしていたこと。
- b 住民票を移す直前に連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算とすることができる。）

（2）次に掲げる事項の全てに該当している。

- a 県内市町に転入したこと。
- b 平成31（2019）年4月1日以後に県内市町に転入したこと。
- c 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
- d 転入先の市町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

（3）次に掲げる事項の全てに該当している。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c その他兵庫県及び県内市町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

※東京圏：埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。

※条件不利地域：過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

(参考様式1別紙3-2)

令和2年12月22日以後に転入された方

兵庫県移住支援事業に係る申請要件の該当状況について

兵庫県移住支援事業（移住支援金）の申請に当たっては、下記（１）、（２）及び（３）の全てに該当している必要があります。

（１）次に掲げる事項の全てに該当している。

- a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内への通勤をしていたこと。
- b 住民票を移す直前に連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算とすることができる。）
- c ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

（２）次に掲げる事項の全てに該当している。

- a 県内市町に転入したこと。
- b 平成31（2019）年4月1日以後に県内市町に転入したこと。
- c 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
- d 転入先の市町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

（３）次に掲げる事項の全てに該当している。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c その他兵庫県及び県内市町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

※東京圏：埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。

※条件不利地域：過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

○年○月○日

○○市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書 (移住支援金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
雇用保険 適用事業所番号	
勤務先電話番号	
求人管理番号	※マッチングサイトへの求人登録の際に発行された番号をご記入ください。
勤務者からの応募 受付年月日	
就業年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は 取締役などの経営を 担う者との関係 ※マッチングサイト 掲載求人の場合	3親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル 人材事業又は先導 的人材マッチング事 業を利用している場 合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

兵庫県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、兵庫県及び○○市の求めに応じて、同兵庫県及び○○市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

○年○月○日

○○市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない

兵庫県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、兵庫県及び○○市の求めに応じて、同兵庫県及び○○市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

〇〇市長

兵庫県移住支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書

〇〇市▲▲交付要綱の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 1,000,000 円

〇振込予定日 令和〇年〇月〇日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：〇〇

振込先口座番号（下3桁）：〇〇〇

振込先口座名義：〇〇 〇〇

(備考)

1 〇〇市は、〇〇市▲▲交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

- ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
- ・申請日から3年未満に〇〇市以外の市区町村に転出した場合：全額（※）
- ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- ・兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領に基づく起業支援事業の交付決定を取り消された場合：全額
- ・申請日から3年以上5年以内に〇〇市以外の市区町村に転出した場合：半額（※）

（※）移住支援金を受給した県内市町から県内の他の事業実施市町へ転出した場合は、返還すべき額の4分の3について返還を求めないものとする。

2 〇〇市は、〇〇市▲▲交付要綱の規定に基づき、兵庫県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

3 【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用について

- ・この通知書は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金を受領した方に対する【フラット35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード (求人管理番号または【起業】管理コード等)	
--------------------------------	--